

令和5年度

業 務 委 託 仕 様 書

業務名 札苗北中学校構造検討業務

1 業務名
札幌北中学校構造検討業務

2 調査場所
札幌北中学校（札幌市東区東苗穂 10 条 3 丁目 16 番 20 号）

3 調査学校棟別概要及び数量

棟番号	区分	構造	階数 地下/地上/塔屋	建築年月日	床面積(m ²)
① -1	校舎	RC 造	0/3/0	昭和 61 年 1 月	4,937
① -2				平成元年 12 月	511
① -3				平成 5 年 6 月	632
① -4				平成 9 年 12 月	583

4 業務期間
契約締結の日から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで

5 業務概要

札幌北中学校校舎棟にエレベーターを増築するにあたり、荷重条件が過去の増築年によって異なることから、建築基準法上の既存遡及を避けられないため、既存校舎棟に増築することが可能か構造検討を行う。併せて、増築に伴う改修や補強の方法の提案及びそれらの工事費や工期等の比較検討も行う。

6 受託者の資格要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を保有する者を当該業務に配置する。

7 業務内容

受託者は委託契約書に基づくほか、以下により業務を遂行する。

(1) 既存校舎棟へのエレベーター増築の可否判断

竣工図、構造計算書等を基に、指定箇所（別添）への増築が可能か否かの検討を行うこと。また、指定箇所への増築が不可である場合、代替増築箇所が考え得るか検証を行うこと。なお、エレベーター等の設計基準は「建築物移動等円滑化基準」を満たし、且つ、定員 13 人乗りの仕様で検討する。

(2) 増築の工法及びその場合の費用・工期等を含めた比較検討

エレベーターを増築するにあたり、主要構造部の補強や、屋上防水押さえコンクリート撤去による積雪荷重相殺等の工法と併せて、費用面や実際にかかる工期、そ

の他懸念される事項等も含め、比較検討すること。

なお、本業務の検討結果を基に、実施設計（別途業務）を実施する。

8 着手後提供する図書及び資料

提供する資料等については以下のとおり。なお、必要に応じ、以下資料以外も適宜提供する。

- (1) 地質調査資料
- (2) 設計図書（竣工図、構造計算書（一部））
- (3) 学校建築年次履歴

9 成果品等の提出

受託者は業務完了後、遅滞なく以下成果品等を提出しなければならない。

- (1) 報告書内訳
 - ・ 検討結果報告書
 - ・ 検討結果根拠
 - ・ 写真類（現地調査写真等）
 - ・ その他必要な資料等（協議簿等）
- (2) 報告書提出部数
 - ・ ファイル綴じ 1部
 - ・ 電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1部
 - ・ 完了届 1部

10 一般事項

- (1) 本業務にあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関連法令等に準拠すること。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該調査の範囲等について、業務主任と連絡・調整をとり、現地調査にあたっては、事前に業務主任及び学校の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、業務内容書に明示のない場合又は疑義を生じた場合は、速やかに業務主任と協議し対応すること。
- (4) 現地調査に際しては必要となる適切な養生を行い、その終了にあたっては現状に復元し、跡片付け・清掃を行うこと。
- (5) 現地調査にあたっては、調査関係者であることが分かるよう、身分を証明するものを携行あるいは着用すること。
- (6) 建築基準法の改正等がある場合には、その対応については業務主任の指示に従うこと。
- (7) 成果品の提出以外であっても、業務主任の指示により報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

(8) 受託者は、業務上知り得た情報を守秘し、成果品の内容についても、公表してはならない。但し、予め委託者の許可を得た場合は、この限りではない。

1 1 連絡先

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 施設整備係

担当：椿原

電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837

E-mail：seibihozen@city.sapporo.jp